

財務資料等の閲覧に関する規則

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成13年 8月 1日制定
平成20年 4月 1日改正

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「当協会」という。)の公益的性格に鑑み、その財務関係資料等の情報を公開することにより、当協会の事業活動に関する一般市民、事業者等各層からの理解を深めることを目的とする。

(閲覧できる財務関係資料等)

第2条 当協会が閲覧に供する財務関係資料等は、次の通りとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告書及び事業計画書
- (3) 収支計算書及び収支予算書
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表
- (6) キャッシュ・フロー計算書
- (7) 財産目録
- (8) 監査報告書

2 財務関係資料等に関し、次に該当する情報は、原則として公開しない。

- (1) 当協会役職員等の個人に関するもの
- (2) 当協会業務の適正な遂行を防げる恐れのあるもの
- (3) 特定の個人、法人及びその他の団体に利益または不利益を与える恐れがあるもの

3 公開情報の閲覧目的が、当協会の業務を誹謗、中傷または妨害することが明らかな場合には、閲覧を拒否できるものとする。

4 閲覧者は、当該資料を丁寧に扱うこととし、汚損した場合には、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(情報公開担当部署)

第3条 情報公開担当部署は、総務部とする。

(公開資料の備付け)

第4条 公開する財務関係資料等は、当協会事務局の所定の場所に備え付ける。

2 備え付け期間は、5年間とする。

(閲覧手続きと閲覧場所等)

第5条 閲覧申込みは、所定様式の「財務関係資料等の閲覧申込書」で受け付

- ける。
- 2 閲覧は、当協会事務局の所定の場所（会議室または接客ブース）で行うものとする。
 - 3 コピーサービスは、有料とする。

（委任）

第6条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

（改廃）

第7条 この財務関係資料等の閲覧に関する規則の改廃は、別に定める「諸規程管理規則」（平成21年3月24日制定）に定めるところに拠る。

付 則

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 「会計処理規程」（平成8年10月15日制定）の改正に伴い、第2条第1項に（6）を追加した。

< 様式 >

平成 年 月 日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 事務局長 殿

< 閲覧申込者 >

住 所 _____

氏 名 _____

会社名又は勤務先 _____

役 職 _____

T E L _____

財務関係資料等の閲覧申込書

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の財務関係資料等の閲覧を申込みます。

<p>閲 覧 の 目 的</p> <p>簡潔にご記入ください。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	-------------------------------

【注意事項】

1. 閲覧できる財務関係資料等は、定款、事業報告書、事業計画書、収支計算書、財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書、財産目録)、収支予算書、監査報告書です。
2. 閲覧申込みに当たっては、運転免許証など身分を証明できるものを確認させていただきます。
3. 閲覧資料の貸し出しはいたしません。
4. 閲覧時間は、月曜日から金曜日までの9時30分～17時30分までとします(除く土日、祝日、創立記念日(9月25日)、12月29日～1月3日)。
5. 閲覧場所は、当協会の会議室または接客ブースでお願いします。
6. コピーサービスは有料(B4サイズまでは、1枚10円。A3サイズは、1枚20円)です。

< 事務局記入欄 >

身元確認

運転免許証

身分証明書(勤務先発行など)

その他()